

償保障法施行規則」に、「第20条第12号」を「第27条第12号」に、「保障契約証明書、」を「タンカー保障契約証明書、」に、「又は一般船舶保障契約証明書」を「、一般船舶等保証契約証書、燃料油条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する燃料油条約の附属書の様式による書面、外国が交付した燃料油条約第7条第14項に規定する証明書、難破物保障契約証明書、難破物除去条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する難破物除去条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した難破物除去条約第12条第14項に規定する証明書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県港湾管理条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(港 湾 課)

富山県森林法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第16号

富山県森林法施行規則の一部を改正する規則

富山県森林法施行規則（平成12年富山県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「第4条第2号」を「第4条第3号」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「第4条の申請書に添付する」を「第4条第1号の」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「第4条第1号」を「第4条第2号」に改める。

第22条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の図面」を「省令第48条第1項第1号の位置図及び区域図」に改め、同項を同条とする。

第24条第4項中「第22条第1項第2号」を「第22条第2号」に改める。

第27条の見出し中「申請」を「申請書の添付書類」に改め、同条第1項中「第61条に規定する申請書に添付する図面」を「第61条第1項第1号の位置図及び区域図」に改め、「申請書の添付書類に関する」を削り、「同条第2項」を「同条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(森林政策課)

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第17号

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表2の3の表中「40円」を「60円」に、「20円」を「30円」に、

大型3面シミュレーション装置	1式1時間 につき	2,060円
----------------	--------------	--------

を

大型3面シミュレーション装置	1式1時間 につき	2,060円
オンライン会議装置	1式1時間 につき	150円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この規則による改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第18号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。
目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。

第6条第1項の表中知事政策局の項を削り、同表交通政策局の項中「広域交通対策・LRT化検討班」を「広域交通対策班」に、「空港施設班」を「空港施設班 空港コンセッション導入整備班」に改め、同表生活環境文化部の項中「生涯スポーツ係」を「地域スポーツ係」に改め、同表厚生部の項中

「	くすり政策課	企画・薬事係	指導係	振興開発班	くすりコンソーシアム推進班	」
---	--------	--------	-----	-------	---------------	---

を

「	薬事指導課	企画係	薬事係	指導第一係	指導第二係	」
	くすり振興課	企画・振興係	くすりコンソーシアム推進班			

に改め、同条第2項中「成長戦略室」の次に「、広報・ブランディング推進室」を加え、同条第3項の表観光振興室の項中「立山黒部観光戦略班」を「立山黒部・広域観光戦略班」に改める。

第9条第9号中「ベンチャービジネス」を「スタートアップ」に改める。

第12条を削り、第2章第2節第1款中第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(広報・ブランディング推進室)

第10条 広報・ブランディング推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県政の広聴に関すること。
- (2) 陳情、相談、要望等の聴取、連絡及び調整に関すること。
- (3) 来庁者の受付、案内及びサービスに関すること。
- (4) 県政の広報に関すること。
- (5) 各種報道機関との調整及び県政の情報の提供に関すること。
- (6) 県のホームページの運営に関すること。
- (7) 県のイメージアップ広報（他の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (8) 県のブランディングの推進に関すること。

第12条の7第1号中「並行在来線対策」を「広域交通対策」に改める。

第14条第14号中「及び個人情報保護」を削り、同条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 個人情報保護に関する連絡及び調整に関すること。

第34条中第14号を第15号とし、第1号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) こども家庭施策の企画及び調整に関すること。

第42条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「くすり政策課」を「薬事指導課」に改め、同条中第1号から第3号までを削り、同条第4号中「、再生医療等製品及び指定薬物」を「及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保」に改め、同号を同条第1号とし、同条第5号を削り、同条第6号中「こと」の次に「（くすり振興課の所掌に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第2号とし、同条第7号中「こと」の次に「（くすり振興課の所掌に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第3号とし、同条中第8号を第4号とし、第9号を第5号とし、同条第10号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、同条第13号中「薬剤師会、薬業連合会等薬業関係団体」を「薬剤師会等関係団体」に改め、同号を同条第9号とし、同条第14号を同条

第10号とし、第2章第2節第3款中同条の次に次の1条を加える。

(くすり振興課)

第42条の2 くすり振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 薬業の振興に関すること。
- (2) 配置薬業の近代化及び活性化に関すること。
- (3) 薬業振興資金等の金融に関すること。
- (4) 医薬品等の研究開発の促進に関すること。
- (5) 薬事工業生産動態統計調査に関すること。
- (6) 薬業連合会等関係団体に関すること。

第79条の表富山県救急業務高度化推進協議会の項の次に次のように加える。

富山県新川こども施設 P F I 事業者選考審査会	富山県新川文化ホールの敷地内における子ども向け施設の整備及び運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定による実施方針の策定、同法第7条の規定による特定事業の選定及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	ワンチームとやま推進室
---------------------------	---	-------------

第79条の表富山県個人情報保護審議会の項を次のように改める。

富山県個人情報保護審議会	次に掲げる事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ調査審議する事務 (2) 富山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富山県条例第47号）第9条の規定による諮問に応じ調査審議する事務 (3) 富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年富山県条例第55号）第46条第1項及び第51条の規定による諮問に応じ 	総務課
--------------	---	-----

	調査審議する事務 (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価についての諮問に応じ調査審議する事務	
--	--	--

第79条の表富山県行政不服審査会の項中「事項」の次に「（個人情報の保護に関する法律第 105条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による諮問に係る審査請求に係るものを除く。）」を加え、同表富山県美術館運営委員会の項、富山県水墨美術館運営委員会の項及び富山県立山博物館運営委員会の項中「第20条第 2 項」を「第23条第 2 項」に改め、同表富山県武道館 P F I 事業者選考審査会の項中「（平成11年法律第 117号）」を削り、同表富山県薬事審議会の項及び富山県麻薬中毒審査会の項中「くすり政策課」を「薬事指導課」に改める。

第 175条第 2 項第 3 号中「及び染色体異常」を削る。

第 182条の表中

「		外科		」
を				
「		外科 乳腺外科		」

に改める。

第 291条中「種苗生産、種苗放流（試験研究及び調査を含む。）及び」を「種苗の生産、配付及び放流、栽培漁業に関する調査、資料の展示並びに知識の普及及び啓発その他」に改める。

第 326条第 1 項の表中

「成長戦略室長	成長戦略室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
を	
「成長戦略室長	成長戦略室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

広報・ブランディング推進室長	広報・ブランディング推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----------------	-----------------------------------

に改め、同表こども家庭支援監の項中「子ども及び家庭の」を「こども及び家庭への」に改める。

第329条第1項の表中

看護部長	看護部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
部長及び医長	医療業務に従事し、院長の指示する者にあつては、部、科又は班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副部長	部長（看護部長を含む。以下この項において同じ。）を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

を

看護部長	看護部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主任部長	院長が指定する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
部長及び医長	医療業務に従事し、院長の指示する者にあつては、部、科又は班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
薬剤部長	薬剤部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副部長	部長（看護部長及び薬剤部長を含む。以下この項において同じ。）を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第291条の改正規定は、同月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の室の名称
知事政策局広報課	知事政策局広報・ブランディング推進室

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の主任の職を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
知事政策局成長戦略室創業・ベンチャー課長	知事政策局成長戦略室スタートアップ創業支援課長
知事政策局広報課課長補佐	知事政策局広報・ブランディング推進室課長補佐
地方創生局観光振興室立山黒部観光戦略班長	地方創生局観光振興室立山黒部・広域観光戦略班長
交通政策局総合交通政策室広域交通対策・LRT化検討班長	交通政策局総合交通政策室広域交通対策班長
生活環境文化部スポーツ振興課生涯スポーツ係長	生活環境文化部スポーツ振興課地域スポーツ係長

(人 事 課)

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第19号

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第30条第1項中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第20号

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(3)中

「液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析計	17,180円
----------------------	---------

を

「液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析計	17,180円
ナノ液体クロマトグラフイオントラップ型質量分析計	15,300円

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(くすり政策課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第166号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地 4
ウェルネット株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
富山県電子申請サービスを利用した富山県の行政手続に係る申請手数料等（指定納付受託者が提供する支払システム及び決済基盤を利用して納付させるものに限る。）の納付
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 指定納付受託者を指定した日
令和 5 年 4 月 1 日

富山県告示第167号

富山県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の 2 の規定により、富山県病院事業の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 委託した相手方の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷二丁目16-8 南雲ビル 2階・4階

弁護士法人館野法律事務所

2 委託内容

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）に基づく
使用料及び手数料で未収のものの収納の事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

富山県告示第168号

第二種特定鳥獣管理計画の公表について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により次のとおり富山県ニホンザル管理計画（第5期）を定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

（「次のとおり」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第169号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月31日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 415号	富山市中田二丁目59番10 から	変更前	A	最大 33.8 最小 7.5	1164.4	富山土木 センター
	富山市下飯野字馬塚7番 2まで		B	最大 81.5 最小 32.0	1120.0	
	富山市田畑字上竹 742番 2から	変更後	A	最大 13.8 最小 8.0	175.2	
	富山市田畑字道田 849番 8まで		B	最大 81.5 最小 23.2	1120.0	
富山市中田二丁目59番10 から		C	最大 33.8 最小 7.5	548.7		
富山市下飯野字馬塚7番 2まで						
県道 富山環状線	富山市中田二丁目59番10 から	変更前	A	最大 33.8 最小 7.5	1164.4	富山土木 センター
	富山市下飯野字馬塚7番 2まで		B	最大 81.5 最小 32.0	1120.0	
	富山市田畑字上竹 742番 2から	変更後	A	最大 13.8 最小 8.0	175.2	
	富山市田畑字道田 849番 8まで		B	最大 81.5 最小 23.2	1120.0	
富山市中田二丁目59番10 から						
富山市下飯野字馬塚7番 2まで						

	富山市田畑字道田 842番 2から 富山市下飯野字馬塚 7番 2まで		C	最大 33.8 最小 7.5	548.7	
県道 谷坪野芹川線	小矢部市桜町字札山26番 3から	変更前		最大 3.0 最小 3.0	22.6	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市桜町字札山26番 3まで	変更後		最大 6.5 最小 3.0	22.6	
	小矢部市桜町字札山26番 20から	変更前		最大 3.0 最小 3.0	24.9	
	小矢部市桜町字札山26番 20まで	変更後		最大 9.5 最小 3.0	24.9	
	小矢部市桜町字札山28番 7から	変更前		最大 3.0 最小 3.0	22.0	
	小矢部市桜町字札山28番 7まで	変更後		最大 10.5 最小 3.0	22.0	

富山県告示第170号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月31日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山環状線	富山市田畑字上竹 742番2から 富山市田畑字道田 849番8まで	令和5年3月31日	富山土木 センター
	富山市中田二丁目59番10から 富山市下飯野字馬塚7番2まで		
	富山市田畑字道田 842番2から 富山市下飯野字馬塚7番2まで		
県道 砺波小矢部線	小矢部市石動町2332番から 小矢部市石動町 680番5地先まで	令和5年3月31日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 谷坪野芹川線	小矢部市桜町字札山26番3から 小矢部市桜町字札山26番3まで	令和5年3月31日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市桜町字札山26番20から 小矢部市桜町字札山26番20まで		
	小矢部市桜町字札山28番7から 小矢部市桜町字札山28番7まで		

訓 令

富山県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第4号

本 庁
出先機関

富山県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

富山県職員被服等貸与規程（昭和38年富山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表の55の項中

「くすり政策課職員に限る。」

を

「薬事指導課職員に限る。」

に改

める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県麻薬取締員証規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第5号

厚生部くすり政策課

富山県麻薬取締員証規程の一部を改正する訓令

富山県麻薬取締員証規程（平成15年富山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

訓令先を次のように改める。

厚生部薬事指導課

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(くすり政策課)